

法務省
民事局 法改正企画部 様

お世話になっております。
下記事案につき、及ばずながら 一定知識の一国民として、
今般の法改正案を提出させていただきます。

譲渡制限付株式に於ける「従業員持株制度」の細目付加 提案書

政府内関係機関を含めた活発な議論を行って頂ければ、光栄に察する所存です。
FAX にて送信後に、2月13日に普通郵便にて発送させていただきます。
宜しく御願いたします。

令和8年2月9日

〒001-0011
北海道札幌市北区北11条西3丁目2-23
ノースタウンハウス222

高桑広仁

連絡先携帯番号：
FAX 番号：

法務省
民事局 法改正企画部 様

譲渡制限付株式に於ける

「従業員持株制度」の細目付加 提案書

会社法 2 条 17 号に於ける

「従業員持株制度」を前提として、下記 2 様式に附則として追加すべきであるとする。
民法 667 条の引用 を附則追加による会社法一部改正を大義としたもの。

- ① 全部株式制限: 会社法 107 条 1 項 1 号
- ② 種類株式（一部）制限: 会社法 108 条 1 項 4 号

上記 2 様式に於いて、当該提案に至った根拠及びそれによる具体的影響を
下記に記載する。

（施策本論の視点）

日本国内の企業は、約 99.7%が中小企業で、大企業は約 0.3%と非常に少ない。
一方、GDP における付加価値額の約 5 割、雇用の約 7 割は中小企業が担うため、景気はこ
れら中小企業の動向に大きく左右される。

(根拠)

- * 非公開制限付株式であるが故の閉塞性及び停滞性、極端な低流動化による経営の伸縮性を阻害する制度
- * 従業員の企業の事業計画及び経営状況に関する事柄の不可視性
- * 従業員の事業としての自身の仕事に対する意欲の鈍化原因
- * 従業員の事業への参画意欲の欠如
- * 株主であり経営層とする支配的経営の長期化による事業の低迷

(改善が見込まれる具体的事項)

- * 会社側のメリット
 - ・ 第三者による敵対的買収のリスクを軽減
 - ・ 離職率の低下や生産性の向上といった効果が期待できる
 - ・ 従業員の福利厚生に寄与
 - ・ 従業員に経営参加意識を持たせることが可能
 - ・ 株式の社外流出を防止することが可能

- * 従業員側のメリット
 - ・ 配当金と奨励金で高利回りが期待できる
 - ・ 会社が倒産しない限り元本保証が約束される
 - ・ 持株会規約により退職時買取を設けることによる退職金への積増金として作用

(注意点)

- * 議決権比率の管理
持株会に割り当てる株式比率の設定

尚、当該制度を内容とする具体的付加の参考文節については、
当職から発せられるべきとしないものとした。

(参照判例案件)

1. 定款に株式の譲渡について当該株式会社の承認を要する旨の定めがある場合に、当該株式会社の承認を得ずにされた株式の譲渡については、当該株式会社に対する関係では効力を生じないが、譲渡当事者間においては有効である（最判昭 48.6.15）。この場合、当該株式会社は譲渡人を株主として取り扱う義務があり、譲渡人は、当該株式会社に対してはなお株主の地位を有する（最判昭 63.3.15）。

2. 一人会社の株主がその保有する株式を他に譲渡した場合、会社の承認がなくても、当該譲渡は会社に対する関係でも有効である（最判平 5.3.30）。

3. 譲渡制限株式が株主でない者に対して譲渡され、当該譲渡制限株式の譲渡人以外の株主全員が当該譲渡を承認した場合、当該譲渡は、譲渡承認期間の承認がないときであっても、譲渡当事者以外の者に対する関係においても有効である（最判平 9.3.27）

以上

令和8年2月13日

〒001-0011

北海道札幌市北区北11条西3丁目2-23

ノースタウンハウス222

高桑広仁

連絡先：